

別紙

原告ら請求額内訳

分配金（報酬）の分類
①：SHOW BOXでの公演 （付属合巻第1項関係）
②：SHOW BOXでの写真撮影 （付属合巻第2項関係）
③：SHOW BOX以外の場での芸能活動 （付属合巻第3項関係）
合計

平成28年11月9日付訴え
の変更での主張額

支払すべき金額と 実際の支給額の差額	支払すべき金額と 実際の支給額の差額
5,428,600	5,428,600
35,382,851	35,382,851
5,965,528	7,313,279
46,776,979	48,124,730

一人当たりの金額

支払すべき金額と 実際の支給額の差額
1,243,760
7,336,610
1,462,656
10,043,026

	原告 A	原告 B	原告 C	原告 D	合計
一人当たり支給額との差額	10,043,026	10,043,026	10,043,026	10,043,026	40,172,104
2015/5/10 - 7/8共通受領	879,617	879,617	879,617	879,617	3,518,468
2015/7/9原告 A 受領	683,588				683,588
2014年原告 C 受領			439,809		439,809
個人別請求額	8,479,821	9,153,409	8,723,600	9,153,409	35,530,239

過払い額等一覧表

分配金（報酬）の分類	支給すべき金額と 暫定支給額の差額
①：SHOW BOXでの公演 （付属合意書1項関係）	▲ 17,914,235
②：SHOW BOXでの写真撮影 （付属合意書2項関係）	13,020,948
③：SHOWBOX以外の場での芸能活動 （付属合意書3項関係）	60,092
④：解決金として既払いのもの	▲ 4,641,865
合計	▲ 9,475,060
反訴被告一人当たりの金額	▲ 2,368,765